

# 報告

平成23年第3回定例道議会において、「受診時定額負担の導入に反対する意見書」が可決・決定され、衆・参両議院議長、内閣総理大臣ほか関係閣僚に提出されました。これは、当会より道民の総意として、北海道議会から国に意見書を提出するよう要望したことによるものであります。

今後とも国民皆保険制度堅持のため、積極的な働きかけをしていく所存であります。

## 道議会が国に意見書を提出

常任理事・医療政策部長 直江 寿一郎

### 受診時定額負担の導入に反対する意見書

このたびの東日本大震災は未曾有の出来事であり、被災地の一日も早い復興が願われるが、このようなときこそ、あすの安心を約束する持続可能な社会保障体制を確立していくことは、国家が負うべき当然の責務と考える。

しかしながら、本年7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」では、社会保障の強化に向けて、医療・介護に相当の資源を投入する方向性は打ち出したものの、高額療養費の見直しによる負担軽減の財源は、受診時定額負担制の導入などにより求めることとしている。

既に、我が国の患者一部負担割合は先進諸国と比べても極めて高い水準にある。

その中で、患者にこれ以上の負担を強いることは、経済的な理由で満足に医療を受けられない患者を含め受診回数の多い高齢者等のさらなる受診抑制へとつながり、症状の重篤化など健康被害を招くことも懸念され、国民の健康に重大な影響を及ぼす。

よって、国においては、国民がひとしく必要な医療を受けることができるよう、次の事項を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 医療へのアクセスを妨げ、受診抑制を招き病状悪化をもたらす受診時定額負担を導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年10月7日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様

北海道議会議長 喜多龍一